

6. 図書館利用内規（抄）

（利用者の範囲）

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）教職員及びこれに準ずる者（以下「職員」という。）
- 二 本学学生及びこれに準ずる者（以下「学生」という。）
- 三 図書館の利用を申し出た学外者（以下「学外者」という。）

2 利用者は、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし、前項第2号に規定する者は学生証をもって利用証とすることができる。

（休館日）

第4条 定期休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 岡山大学開学記念日 10月22日
- 三 年末年始 12月28日から翌年1月4日まで
- 四 館内整理日

2 前項に定める日のほか、鹿田分館においては日曜日を、資源生物科学研究所分館においては日曜日及び土曜日を、定期休館日とする。

3 臨時休館日は、その都度図書館長又は分館長（以下「館長」という。）が定める。

4 館長が必要と認めたときは、第1項及び第2項に規定する定期休館日に臨時に開館することがある。

（開館時間）

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

中央館

日曜日 10時から17時まで

平日 9時から22時まで

春季、夏季及び冬季休業期間中並びに3月中については、17時まで

土曜日 10時から17時まで

鹿田分館

平日 9時から21時まで

春季、夏季及び冬季休業期間中については、17時まで

土曜日 9時から16時まで

資源生物科学研究所分館

9時から17時まで

2 前条第4項に規定する臨時開館日における開館時間は、館長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず館長が必要を認めたときは、臨時に開館時間を変更することがある。

図書館利用内規（抄）

（館内利用）

第 7 条 図書館備付資料は、係員の指示に従い所定の場所で利用しなければならない。

（館外利用）

第 11 条 本学教職員及び学生は、所定の手続きを経て、図書館備付資料を館外に帯出することができる。ただし、次の各号に掲げる資料は帯出できない。

- 一 貴重書
- 二 特殊文庫資料
- 三 参考図書
- 四 刊行後 3 か月を経過していない逐次刊行物
- 五 視聴覚資料
- 六 その他特に指定した資料

第 12 条 館外帯出の期間及び冊数は、別表のとおりとする。ただし、期間内であっても必要に応じて返却を求めることがある。

2 館長が必要と認めたときは、前項の帯出期間及び冊数について特別の取扱いをすることができる。

第 15 条 館外帯出の期間が過ぎても返却しない者に対しては、その後図書館備付資料の館外帯出を停止する。

第 19 条 複写は、原則として図書館が行うものとする。ただし、図書館の複写設備及び業務の都合により複写を受託することができない場合は、館内所定の場所で自ら複写することを許可することがある。

2 複写の受託については、別に定めるところによる。

3 複写に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負うものとする。

第 20 条 相互利用及び資料の複写に伴う経費は、これを依頼した者が負担するものとする。

（罰 則）

第 22 条 この規程に違反し、又は図書館職員の指示に従わない者に対しては、図書館の利用を停止し、又は退館を命ずることがある。

（弁償義務）

第 23 条 利用者は、利用中の資料を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

図書館利用内規（抄）

別表

区 分	身 分	冊 数	貸出期間		特 別 貸 出
			図書	雑 誌	
中 央 館	学 生	5 冊	1 4 日	3 日	①休暇貸出 図書貸出期間延長 ②卒論貸出20冊 ③修論貸出20冊 ④博論貸出20冊 } 年次終了の2月まで
	職 員	3 0 冊	1 4 日	3 日	
	学 外 者	2 冊	1 4 日	不 可	
鹿田分館	学 生	2 冊	7 日	製本済 7 日 未製本 1 日	
	職 員 大学院生	5 冊	7 日		5 冊のうち図書は 2 冊まで
資源生物 科学研究所 分 館	大学院生	3 冊	1 4 日	不 可	貸出しは所内のみ
	職 員	5 冊	1 4 日		

10. 医学部体育館，武道館使用内規

第1条 岡山大学医学部体育館，武道館（以下「体育館」という。）の使用については、法令等に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 体育館は、次に掲げる場合にこれを使用する。

- (1) 本学部の承認を経た課外活動並びに本学部の授業を行うとき。
- (2) 本学部及び体育館主管団体の主催する行事等を行うとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学部長が使用を許可したとき。

第3条 前項第3号の使用の許可を受けようとするものは、使用日の5日前に使用願書（別紙様式）を医学部学務課へ提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、使用前日までに提出することができる。

第4条 第2項第3号により使用を許可されたもののうち固有財産法等諸法規に定められたものについては、別表に定める使用料を、使用日までに納付しなければならない。既納の使用料は返還しない。

第5条 使用許可後においても、本学部において特別の事情が生じた場合、又は、使用許可条件に違反したときはその使用許可を取り消すことがある。

使用許可条件は、別にこれを定める。

第6条 体育館の使用時間は、午前8時30分から午後8時までとする。

ただし、特別の事情があるときは、これを変更することができる。

附 則

この内規は、昭和45年6月1日から実施する。

別紙様式及び別表は省略する。

医学部体育館使用に関する申合わせ事項

1. 体育館設立の趣旨に鑑み課外活動のための使用を優先する。
2. 課外活動による使用については医学部校友会が主管、調整し学期初めに使用計画書を学務課に提出することとする。
3. 主管団体は校友会の下記の各部とする。（以下「主管部」という。）
体育館 排球部，バドミントン部，バスケットボール部
武道部 柔道部，剣道部，空手部
4. 任意の団体等（学外者を含む）が体育館の使用を希望するときは使用願書に主管各部の承認を得たうえ学務課に提出しなければならない。
5. 体育館の使用については器具の使用，使用後の清掃等特種事情があるので主管部又は学務課の指示に従うものとする。個人の使用もこれに準ずる。指示に従わないときは使用を禁止することがある。

6. 本学部の授業、行事及び日曜祝祭日の使用については、事前に学務課を通じ主管部と連絡のうえ調整するものとする。
7. 体育館の使用を希望する団体と主管部との、使用に関する調節が困難なときは、校友会がこの調整に努力するものとする。
8. 体育館の使用にあたっては、解錠、施錠の責任を明らかにし、館内備付けの記録簿に使用の状況等を記録しなければならない。
9. 鍵の保管は教務第一係が行う。

1 1. 医学部学生会規約

第1章 総 則

第1条 本会は岡山大学医学部学生会と称する。

第2条 本会は岡山大学医学部全学生をもって構成する。

第3条 本会は学生自治の精神に基づき、学風の振興並びに学生生活の充実に貢献すると共に、会員相互の親睦と福祉を図ることを目的とする。

第4条 本会の事務所を岡山大学医学部学生会室におく。

第2章 機構並びに役員

第5条 本会は第3条の目的達成のために次の機関を置き、会務を議決し且つ執行する。
尚各項についての詳細は別にこれを定める。

1. クラス大会 2. 評議会 3. 執行部
4. 各種専門委員会 5. 書記局

第6条 本会に次の役員をおき、その選出方法は別にこれを定める。

1. 委員長 1名 2. 副委員長 2名 3. 評議員 36名
4. 執行委員 若干名 5. 専門委員 若干名 6. 書記局員 若干名
7. 評議会副議長 2名

第7条 委員長は本会を代表しその運営を統轄し、副委員長はこれを補佐し委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第8条 委員長の任期は1ヵ年とし、毎年度当初に選挙を行う。

第9条 委員長及び評議員以外の役員は毎年委員長が指名し評議会で承認を受ける。

第10条 役員のみだりに辞任することを禁じその辞任は当該委員会の承認を要する。
尚本会の正副役員については評議員会の承認を要する。

第3章 会 議

第11条 各会議は当該議長又は委員長がこれを召集し、その告示に際しては議題を明示し且つ緊急の場合を除いては少なくとも会議の3日前に行わなければならない。

第12条 会議は原則として公開とし、当該構成員以外の出席者は議長の承認を得て発言することができる。

第13条 会議は特に定めるものの他は当該委員長がこれを運営する。

第14条 会議の成立は当該構成員の1/2以上とし、議決については特に定めるものの他は出席者の過半数の同意を要する。

第15条 予め提出された議題の他緊急動議又はこれに類する動議を採決する時は提案理由の説明と共に出席者の1/10以上の支持を要する。

第16条 議決事項は速やかに公示しなければならない。

第4章 学 生 投 票

第17条 学生投票は全会員の投票により本会の重要事項を決定し、その決定事項は他の全ての会議の議決に優先する。

第18条 学生投票は次の場合に行われる。

- 1 会員の百名以上が連署し、投票で決定する事項を明示して委員長に要求した時
- 2 クラス大会が学生投票を行うことを決議したとき時
- 3 評議会が学生投票を必要と認めた時

第19条 学生投票は次の事項を議決する。

- 1 本会規約改正
- 2 本会委員長又は評議員より提出された事項
- 3 その他全会員に関する重要事項

第5章 評 議 会

第20条 評議会は会員の意志代行機関であり、その構成は次の通りである。

- | | | | | | |
|--------|----|-----------|-----|-------|-----|
| 1. 委員長 | 1名 | 2. 校友会委員長 | 1名 | 3. 議長 | 1名 |
| 4. 副議長 | 2名 | 5. 評議員 | 33名 | 計 | 38名 |

第21条 評議会の任務は次の通りである。

- 1 選挙管理委員会を構成する。
- 2 各専門委員会正副委員長の承認
- 3 クラス大会、執行委員会又は評議員より提出された事項の議決
- 4 会計監査
- 5 予算並びに決算案
- 6 その他全会員に関する重要事項

第22条 評議会議長は評議会を運営統轄し、副議長は議長を補佐すると共に議長に事故ある時にはその任務を代行する。

但し、当該会議の議長は議決権をもたず、議決が2分した場合、議長に一任する。

第23条 評議会は原則として毎月1回定例会を開く他、次の場合には臨時に議長がこれを召集する。

- 1 評議員の要求がある時
- 2 執行部の要求がある時

第24条 評議会の成立並びに運営は第3章に従う。但し、第19条第1項に関しては全評議員の1/2以上の同意を要し、さらに学生投票による承認を要する。

第6章 執行委員会及び各種専門委員会

第25条 評議員会の議決事項は執行部を通じて執行される。

第26条 執行部は学生投票及び評議会の決定に従い本会のあらゆる活動を総括し、且つ執行する。尚、執行部にその目的達成のために専門委員会を設置する。

第 27 条 執行部の構成は次の通りである。

1. 本会正・副委員長
2. 校友会委員長
3. 各種専門委員会委員長
4. 執行部員 若干名

第 28 条 本会専門委員会のうち次のものを常置とする他、評議会の議決に従い臨時に専門委員会を設置し得る。

1. 福利厚生委員会
2. 校友会委員会
3. 教務連絡委員会

第 29 条 各専門委員会は正副委員長各 1 名、委員若干名をもって構成し、その選出は第 42 条及び第 43 条に従う。

第 30 条 専門委員会は次の場合に委員長が召集する。

- 1 評議会より執行部を通じて要求のある時
- 2 執行部が要求した時
- 3 当該委員長が必要と認めた時

第 31 条 各専門委員会の成立並びに運営は第 3 章に従う。

第 7 章 クラス大会

第 32 条 クラス大会は当該クラスにおける最高意志決定機関であり、その成立並びに運営は第 3 章に従う。

第 33 条 クラス大会は次の場合に開かれる。

- 1 評議会より要求のある時
- 2 当該クラス評議員が必要と認めた時

第 34 条 前条に基づくクラス大会は当該クラスの評議員がこれを召集する。

第 35 条 クラス大会の決定事項は評議員を通じて評議会にこれを報告する。

第 8 章 役員選出並びに罷免

第 36 条 役員の選出は、特に定めるものの他は立候補者並びに推薦候補者の中から学生会委員長の指名と、評議会での承認によって行われる。

第 37 条 当選には当該構成員の 1/2 以上の支持を要し、定員に充たぬ場合には不足定員の 2 倍を次点者以下より選び決選投票を行う。

第 38 条 本会の委員長は全学生の直接投票により第 37 条に基づいて選出する。

第 39 条 副委員長のうち 1 名は評議会議長を兼任するものとする。

第 40 条 評議員は各クラスより 6 名を選出する。毎年度当初に信任投票を行う。

第 41 条 副議長の補充の評議員は認めないものとする。

第 42 条 各種専門委員会委員長及び執行部員若干名は評議員より指名される。

第 43 条 各専門委員会委員は評議員の兼任を認め、更に不足する人数は各クラスより若干名補充する。

第 44 条 校友会委員会に関しては岡山大学校友会医学部分局細則に従う。

第9章 書記局

第45条 書記局は執行委員会の下におかれ、本会の財務、庶務並びに渉外に関する一切の事務及び記録保存に当る。

第46条 書記局の構成は書記長1名、書記局員若干名とし、書記局長には副委員長の1名がこれに当る。

第10章 財 務

第47条 本会は所定の入会金及び会費を納入する義務を有する。

第48条 本会経費は入会金、会費及び寄附金その他の収入を当てる。

第49条 校友会に関しては岡山大学校友会医学部分局細則に従う。

第50条 本会の会費は次の通りとする。

1口 5,000円

なお、金額については今後5年毎に見直すこととする。(1994年4月改正)

第51条 会費の納期は毎年度末までとし、クラス単位に書記局に納入する。

第52条 一旦徴収された会費その他は如何なる理由があっても返却しない。

第53条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第54条 予算案は毎年当初に作成し、第21条に従って会員の承認を得なければならない。

第55条 決算報告は次年度当初までに作成し、第21条に従って会員の承認を得なければならない。

第56条 前年度繰越金は一括して次年度予算に繰入れる。

第57条 予算の支出は予め評議会の議決を要する。

但し、緊急を要する場合には執行部の同意をもって行い、事後評議会の承認を得なければならない。

第11章 改 正

第58条 本会の規約改正には学生投票の承認を要するが、その際全会員の1/2以上の同意を要する。

12. 学生支援センター学生相談室

1. 【学生相談室では何をしているの？】

学生相談室では、専任教員やカウンセラー、相談協力委員の教員、ピアサポーター（学生ボランティア）が、皆様のさまざまな悩みや葛藤の相談に応じています。

大学生活を送るなかで、修学上の問題、友人や教員との人間関係の問題、個人的な問題などで悩んだり葛藤を感じたりすることもあると思います。そうした悩みの多くは、家族や友人に相談して解決することでしょう。しかし、誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい、家族や友人に相談しても解決しなかった、そのように感じたときは気軽に学生相談室を利用して下さい。一人で悩まないで、学生相談室のドアをノックして下さい。

＊相談された内容の秘密は厳守します。どうぞ安心して利用して下さい。

2. 【学生はどのような相談をしているの？】

学生の相談内容はさまざまです。相談内容の例をいくつか挙げてみましょう。

- ・勉学の意欲がわかない、専攻分野が合わない、学部・学科をかわりたい、休学したい、将来の進路のこと。
- ・友人関係で悩んでいる、自分の性格のこと。
- ・セクシュアルハラスメント、ストーカー行為。
- ・指導教員との関係、アカデミックハラスメント。
- ・宗教的な勧誘、悪徳商法で困っている。
- ・障がいのある学生の修学支援サービスに関すること。
- ・ボランティア活動に関すること。 …など。

「とくに悩みはないけど・・・」という人も訪ねてきます。

3. 【どこにいけば相談できるの？】

相談の受付場所は、津島キャンパスの学生相談室と何でも相談窓口、鹿田キャンパスの学生支援センター鹿田室の3箇所があります。みなさんが利用しやすいところを訪ねてください。電話やメール、手紙でも相談を受け付けています。

開室は土日祝を除く毎日です。予約を優先します。

但し、手紙による相談は下記住所をお願いします。

〔宛先〕〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1

岡山大学学生支援センター学生相談室

【学生相談室】-津島キャンパス-

①開室時間 10:00～12:00/13:00～17:00

②受付場所 一般教育棟D新棟1階

③連絡先〔電話〕 086-251-7169

〔E-mail〕 nayami@cc.okayama-u.ac.jp

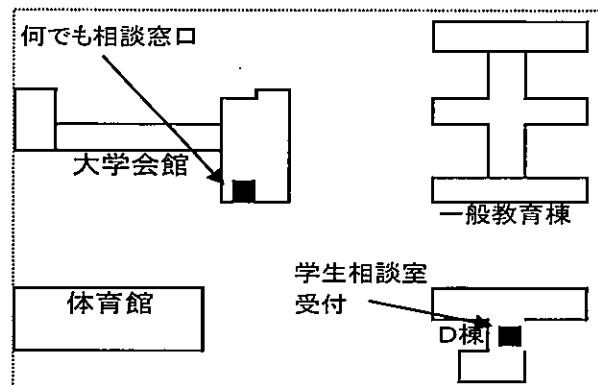
【何でも相談窓口】-津島キャンパス-

①開室時間 8:30～12:00/13:00～17:15

②場所 大学会館1階南側（学務部内）

③連絡先〔電話〕 086-251-7182

地図 〔E-mail〕 nayami@cc.okayama-u.ac.jp



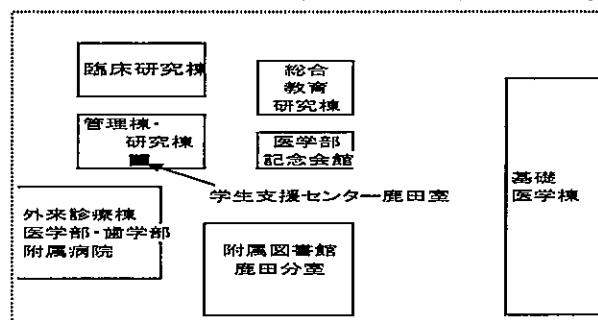
【学生支援センター鹿田室】-鹿田キャンパス-

①開室時間 10:30～12:00/13:00～17:30

②場所 管理棟2階（学務課内）

③連絡先〔電話〕 086-235-6589

地図 〔E-mail〕 nayami-2@cc.okayama-u.ac.jp



4. 【学生相談室のことをもっと知るには？】

学生相談室のホームページ(下記のアドレス)があります。学生相談室のスタッフや「学生相談室だより」などが掲載されていますので、是非ご覧下さい。

岡山大学のホームページに掲載しています。

<http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/soudan/index.html>

13. 自家用車による通学について

◎ 鹿田地区

平成6年度入学者より自家用車による通学は全面禁止となっている。

ただし、身体に障害がある等やむを得ない理由のある者については許可をすることもあるので学務課教務第一係に申し出ること。

◎ 津島地区

教養教育科目受講の医学部学生（1，2年次生）への駐車許可台数の割当てが少ないため、学務課教務第一係に申し出のあった者の内、通学距離、その他の事情を考慮のうえ、通学許可証を発行する。

また、自動二輪、原動機付自転車でも通学する場合も通学許可が必要となっており、同様に学務課教務第一係に申し出ること。